

両大戦間期における軍人のイメージ

——新聞投書欄を中心として——

谷 口 俊 一

はじめに

第一次世界大戦後、日本はワシントン体制のもとで海軍軍縮を実施し、陸軍においては国際会議によることなく軍縮がおこなわれた¹。この背景には、新聞などのメディアがさかんに軍縮を要求し、さらには厳しい軍部批判、陸軍批判を展開したという側面があった²。近代日本においては軍人の地位が一貫して高かったような印象がもたれているかもしれないが、大正期から昭和初期にかけて反軍国主義的な風潮の時期があったのである。しかし、このような風潮の時期は短く、周知のようにその後戦争へいたることとなった。

この時期の反軍国主義的な思潮に関して、陸軍がこれに対抗するよりも「おおむね柔軟な姿勢」をとっていたことは黒沢文貴により指摘されている³。この研究は『偕行社記事』を主な資料としているため陸軍将校の考え方などが対象とされている。その一方で、一般国民や兵士の軍人観、軍隊観を扱った研究は一ノ瀬俊也による兵士の手記の分析、小松茂夫の聞き取り調査にもとづく論文などはある⁴ものの、乏しいのが現状といえる。

そこで、本稿では以上のような時期に軍人、軍隊といったものが一般社会からどのような受けとめられていたかを問題としたい。そのさい、とくに軍人観についてはいわゆる職業軍人である将校と、一般社会から徴兵される兵士たちとを区別して捉えるという視点か

¹ 軍縮については以下を参照。防衛庁防衛研究所戦史部戦史叢書『陸軍軍戦備』、朝雲新聞社、一九七九年。川島正『軍縮の功罪』、近代文藝社、一九九四年など。陸軍軍縮は軍備近代化の実現という側面もあり単に「軍縮」とよべるものではなかった。

² 筒井清忠「大正期の軍縮と世論」、『戦争と軍隊』、岩波書店、一九九九年。

³ 黒沢文貴「軍部の「大正デモクラシー」認識の一断面」、近代外交史研究会編『変動期の日本外交と軍事』、原書房、一九八七年など。

⁴ 一ノ瀬俊也「「大正デモクラシー期」における兵士の意識」、『軍事史学』三三巻四号、一九九八年。大牟羅良「軍隊は官費の人生道場!」、大濱徹也編『近代民衆の記録8兵士』、新人物往来社、一九七八年。小松茂夫「日本軍国主義と一般国民の意識（上）（下）」、『思想』四一〇号、四一一号、一九五八年。

ら考察し、軍人、軍隊に対する批判的言説の性質について検討する。また、軍人が一般社会からどのような評価を受けていたかを考察する適切な資料を選ぶことは、もとより困難なのであるが、本稿では主として新聞の投書欄をもちいることにしたい。『東京朝日新聞』の投書欄である「鉄箒」は現在の「声」欄の前身とされ大正6年から一般の投書も採用することになったとされる⁵。この時期の投稿者としては大衆が参加する機会はほとんどなく、知識人が多かったという指摘もある⁶が、投書欄は比較的自由的な表現が可能であり、それだけに率直な意見がうかがえると考えられる。当然のこととして、投書にあらわれる言説がそのまま実態であるとは限らないのであるが、注目された主張や意見には反対論や賛同の投書が寄せられるといった相互作用もあり、また兵役経験者などの投書もみられるため資料として選択した。

以下、まず1章で、第一次大戦後から満州事変以前にかけて、関東大震災など、軍隊と社会が接する事例において、どのように軍人が評価されているかを扱う。続けて2章で、一般社会との境界にある兵士たちの軍隊についての意見を検討したい。3章では、この時期に増えた軍人にかんする言説がどのような性質をもっていたかを考察する。次に4章において、満州事変以後は世論も軍国主義的な方向へ変化していったことが、これまでに指摘されているので⁷、その点に関しても確認しておく。全体としては、第一次大戦後から満州事変前後にかけてを扱うこととしたい。資料の引用については、記事に不適切と思われることが含まれている場合があることをおことわりしておきたい。(尚、注が煩雑になることを避けるため、『東京朝日新聞』の投書欄の出典については本文中にのみ表記することとし、『東朝』と略記した)。

1 軍隊と社会

まずは、軍隊と社会の関係について、両者が接近する事例をわずかではあるが、検討することにしたい。

⁵ 朝日新聞百年史編修委員会編『朝日新聞社史 大正・昭和戦前編』、朝日新聞社、一九九一年、二一〇、二一一頁。

⁶ 影山三郎『新聞投書論』、現代ジャーナリズム出版会、一九六八年、一九五頁―二一四頁など。

⁷ 荒瀬豊「日本軍国主義とマス・メディア」、『思想』、二九九号、一九五七年。江口圭一「満州事変と大新聞」、『思想』、五八三号、一九七三年。後藤孝夫『辛亥革命から満州事変へ 大阪朝日と近代中国』、みすず書房、一九八七年。駄場裕司『大新聞社 その人脈・金脈の研究』、はまの出版、一九九六年など。

1-1 兵士の社会復帰

現役を終えた兵士たちが社会に復帰するという接点をみてみよう。

ワシントン会議開催以前でもあり、まだ軍縮も実施されていない大正9年の投書「軍人の叫び（『東朝』大正9（1920）.1.12）」には、投稿者「渋谷一小吏」が現役を終え、社会復帰するさいに抱いた感想が記されている。彼は「上役に會つて就職でなく復職を依頼しましたが、面倒臭い奴だといふ程度で取扱はれ、舊同僚は自分より遙下級者として待遇することさへも大骨折のやうに言つてのけました」という。彼はまた、兵役という義務を果たした自分を、社会は「手を擴げて」迎え入れてくれるだろうと期待していたがそれが誤りだったと述べ、「今僕は社會を疑はずにゐられません」というのである。

社会に復帰しようとする兵役関係者が再就職のさい、不利な立場におかれる状況については、求人広告についての投書「兵役無関係者（I S 生寄）（『東朝』大正10（1921）.11.29）」によってもうかがうことができる。「某商店」の求人広告の採用条件に「兵役無関係者」と記されていたことをはじめ、「此種の廣告又は會社、銀行の採用に、兵役関係者が如何に厄介視されるかを語るものである」という意見を表明している。さらに「甚だしきは兵役無関係者で、身體壯健なる者などいふ蟲のいゝ廣告を見たこともある。矛盾もこゝに至つて驚く外はない」という。この求人広告に対して投稿者は、現役終了後も兵役関係者は簡短点呼、在郷軍人会の集会などで拘束されることがあるものの、一般の職業に就いたとしても、頻繁に業務に支障をきたすわけではないと主張し、兵役関係者を忌避する銀行などを批判している。

この求人広告が実在したとすれば、徴兵忌避を公然と認めているようでさえある。実業界、官公庁など近代的な職業の求人において、兵隊が嫌忌されていると感じられる傾向があったようである。

このような状況のもと、大正12（1923）年には関東大震災が起こる。

1-2 関東大震災での活躍

関東大震災のさいには戒厳令が敷かれ、軍隊は救助や治安維持に活躍する。このような軍隊の活動について、兵士と将校はそれぞれ、どのように評価されていたのであろうか。

兵士について

大正12年9月21日の『東京日日新聞』は、「非常號砲を聞いて 家を見捨て 駆付けた 兵隊さん 悲壯勇敢な行動 陛下に奏上⁸」と題して「現在市内の辻に立つて警備の任に當

⁸『東京日日新聞』大正12（1923）年9月21日。

たつてゐる兵隊さん等もその家は大部分罹災してゐるが重い任務の為に今なほ家族の安否をたづねるいとまさへない」と報じている。震災時に自分たちの家族を「打ち捨て」てまでも職務を優先し、滅私的に働いた兵士、下士官の活躍が伝えられている。自警団や警察官の暴行が伝えられるなかでのこのような兵士たちの活躍は彼らへの信頼を高めずにはいなかっただろう。

将校について

兵士と将校をわけて考える姿勢を一貫するならば、ここで将校について検討しなければならないのであるが、震災時の軍隊の活動については、将校、兵士両者を含めた軍隊を評価する意見が複数みられ、将校のみを扱った意見で、特徴的なものが複数みられるといったことはなかった。たとえば『東京日日新聞』の投書欄である「角笛」には「街頭の感」⁹と題して「上野、愛讀生」が「今度の軍隊の活動には謝する言葉がないくらゐです。是非、將卒に、從軍徽章とおなじやうなものでもこしらへて、國民の感謝をあらはして下さい」と、将校、兵士両者を含めた軍隊への感謝を表している。

以上のように國民は震災にさいして軍隊から受ける恩恵について再認識したようであった。しかし、だからといって軍人の人気上昇し、その後も維持されるということとはなかった。

震災時の活動以外での軍隊の評価のされ方を考える資料として、次に陸軍の「演習」に関する投書を取り上げよう。

1-3 民家の宿営拒否

陸軍の演習のさいには、軍隊が民家に宿営するといった接点があり、それについての意見が大正から昭和にかけて新聞に掲載されている。軍隊が宿営することに対して、一般家庭には消極的な感情があることを一様に扱っているが、そこにみられる軍隊観はどのようなものであろうか。

兵士について

「兵隊のお宿（憂國浪士寄）（『東朝』大正10（1921）.11.13）」では「軍人の中に忌まはしき行動をなすものがある」、「宿泊料が安い」といったことを口実に軍隊の宿泊を断わる家庭があることを指摘し、「必任義務として、國民、國家の為に盡して居る兵隊さん」が冷

⁹『東京日日新聞』大正12（1923）年9月21日「角笛」欄 なお、大戦終了直前の大正7（1918）年の米騒動については、井上清 渡部徹編『米騒動の研究 第五巻』、有斐閣、一九六二年、一〇九頁によれば「軍隊が出動しても、警備的態度である限りは、民衆は軍隊に直接対決する姿勢はとらなかった。（中略）それは「警官の職業的な権柄づくに反して、兵卒それ自体は民衆のもののように思われた」ためであろう」とされている。

遇されていると批判している。

しかし、兵隊への全面的な同情ばかりというわけでもない。上記の投書に対して「兵隊と宿泊（森正生寄）（『東朝』大正10（1921）.11.20）」は、兵士たちが働き盛りの大切な時を国家のために費やすことに対する感謝と、兵士を家庭に宿泊させるということは別問題であるという。そして宿泊拒否は、自由主義的な思想を根底としてそこから家庭を大事にする傾向が生じていることが主な原因である、と分析している。このことは宿泊するものが軍人か否かにかかわりないはずであるが、「軍備制限、アンティミリタリズムの思想が加味されて生じた」と捉えている。

大戦後の「アンティミリタリズム」の風潮が兵隊たちにも影響を及ぼしていたと考えられる。しかし、この投書も軍隊全体を批判したものではないといえるだろう。

兵隊が民家へ宿泊することに対する消極的な感情を率直に吐露する投書は昭和期にいたってからもみとめられる。「兵隊のお宿（山内幸子寄）（『東朝』昭和3（1928）.10.23）」は、「一朝事あるときは華々しき戦死をする」兵隊を批判すること自体に遠慮を感じてはいるが、以前、兵士たちを宿泊させたときの自宅の荒れ方を想起し「喜びの感情の中にやはりある不純な反感のやうなもの」が生じた、と率直な感想を述べ、兵士たちは「一般の尊敬を受けるやうな立派な人たちであつてほしい」と願っている。

では将校たちは、どのように受けとめられていたのだろうか。

将校について

「演習の宿舎（熊阪八次郎寄）（『東朝』昭和4（1929）.9.27）」では、軍隊の宿営の「問題性」が批判されている。この投書によれば、行軍を村民が見送った後に「五六騎の将校達が村に進入し」彼らが部下の行軍を監督するための宿舎の準備を要求してくる。そこで「有志のたれかれが、飛まはつて、やつと遊郭内の料亭に馬上の勇士達が分宿すると、深更までにぎやかな三味線や歌聲が聞える」という。兵士たちが演習に疲れ果て「おとなしく夢を見てゐる」時刻にも、一部の将校たちはこのように遊興に耽っているとの指摘である。そして翌朝、彼らが去っていった後で「村ではその一晚の支拂に物議が生」じる。将校のなかには「記念の名義で土地名産の素的なものまでせしめてゆくもの」もあるのだという。

投稿者は「秋季演習のはじまる時節だ。世は國難の緊縮に直面して、當局の指導訓戒に誤りなからんことを切望する」と締めくくっているのであるが、兵士についての言及のされ方と、将校についてのそれが非常に対照的である。

これまで一般社会と軍人との接点を、兵士の社会復帰、震災時の活動、演習時の民家の宿営についてみてきた。兵士については、彼らは必ずしも高い社会的評価を受けていたわ

けではなかったが、その境遇に同情的な意見があった。また、兵隊が「立派な人たち」であってほしいとの期待もあることがうかがえた。

次に将校たちについてであるが、震災時の活動は、兵士と同様に感謝されていた。しかし、演習時の宿泊についての投書では批判されるだけであった。

2 兵士たちの声

1章では軍人たちが社会から受けた評価の一部分を扱ったが、以下では、一般社会の視点を有する兵士たち自身が軍隊を、あるいは兵役をどのように捉えていたかを検討する。

2-1 「立派な人間」としての兵士像

次のふたつの投書は大正9年2月から掲載された「軍制（軍政）改革の叫」からである。「軍政改革の叫 縫靴工廢止（縫工卒）（『東朝』大正9（1920）.2.6）」では、投稿者自身は「縫工卒」として被服の修繕を、また彼の友人は靴の修理をしているだけで、十分な軍事訓練ができていない、「私共は折角兵役の義務に服したが之では到底立派な一人前の兵卒になれない」といっている。「軍制改革の叫 喇叭手減員（一喇叭卒）（『東朝』大正9（1920）.2.16）」では、軍隊の指揮におけるラッパの重要度の低下を指摘し、ラッパ手の数を削減してもらい「吾々も立派な戦闘員になりたいものである」という。

軍隊における制度の改善を要求するものであるが、そのなかに十分な軍事訓練を受けていないと感じる兵士たちの願いがみうけられる。彼らは兵役を課せられながら、「立派な一人前の兵卒」、「立派な戦闘員」になれないでいる自分たちの立場を口惜しく思っているようにさえある。

これらは兵士たちにとっての兵役が「苦しみ以外のなにものでもない」といった捉え方では不十分であることをうかがわせる投書といえる。寄稿者「上等兵」による「軍制改革の叫 勤務多忙と下士不足（『東朝』（大正9（1920）.2.7）」にもその点にかんして示唆的な部分がある。彼は、「僕は新任の上等兵である實は昨年の暮昇進すべき筈であつたさうだが近頃古兵の勤務が劇しい處から遂に正月は錦を着て故郷に歸るの光榮を有せなんだのは遺憾千萬の至りである」という。この投書を文面通りに受けとめることには問題もあるが、「錦を着て故郷に歸るの光榮」というのは印象的である。その他にも、除隊のさいに軍服

を新調する傾向があったと指摘する投書もみとめられる¹⁰。

このような兵士の軍隊に対する意識について小松茂夫はとくに労働者と農民に分類できる人々の敗戦前における「軍隊」観は「人間を一人前の存在に作り上げ、仕上げる場所」とみなすものであったとしている。そして「このような「軍隊」観は、日清戦争の勝利とともに成立し、その後壮丁の徴募数が年々増大していくに応じて次第に広汎に流布し、日露戦争の軍事的「成功」によって国民的な規模における普遍的な確信になった考えることのできる、その意味では両階級においていわば定着し伝統化したとみなすことのできる見解である」と指摘する¹¹。

また一ノ瀬俊也は「戦前の軍隊とは、兵士たちにとって怨嗟の対象でありながら、一方でたとえば農村では徴兵検査で甲種合格となって初めて一人前などとされていたように、兵士たちに地域社会の中で国家の一員としての存在価値、兵士とならなかった者に対するある種の優越性を証明する場でもあった」との見解を示している¹²。

兵役義務を「立派に」果し終えることを肯定的に捉える傾向は、農村に限らずそれ以上の広がりをもっていたということが以上の新聞の投書から指摘できると思われる。それに対して兵士たちが新聞上で軍隊を批判する場合は「志願兵制」や「従卒＝当番兵制」といったものを主な対象としていた。

2-2 兵役の不平等と徴兵忌避

一年志願兵制度は明治16(1884)年に設けられた徴兵制の優遇制度である。平時、陸軍の徴兵現役年限は三年であるが、官立の中学校、または文部大臣の認めたこれと同等以上の私立専門学校を卒業したものは、試験の結果、志願兵として採用され、一年の在営だけで済むというものだった¹³。また服役中の経費は自弁であった。この制度に対する批判が「軍制改革の叫 志願兵制度反対(水戸市在郷軍人高虎治松)『東朝』大正9(1920)3.4」に表明されている。普通の兵士が二、三年かけて学ぶことを志願兵は三ヶ月くらいで終わっているとし、受けてきた教育の差はあるものの、その服务内容の著しい違いに不満を感じているようであり「僕は思ふ兵役は平等たるべし、志願兵は全廃すべし、(中略)志願兵制

¹⁰ 『東朝』大正9(1920)年8月13日「鉄箒 軍服拝領(可閑生)」。

¹¹ 小松茂夫「日本軍国主義と一般国民の意識(下)」、『思想』、四一一号、一九五八年、一〇八頁—一〇九頁。

¹² 一ノ瀬俊也「『大正デモクラシー期』における兵士の意識」、『軍事史学』三三巻四号、一九九八年、四九頁。

¹³ 原剛・安岡昭男編『日本陸海軍事典』、新人物往来社、一九九七年、二二二頁—二二三頁。

度は國民當然の負荷を平等に分つ所に非ずだ」という。

また、「軍制改革の叫 從卒廢止（一從卒）（『東朝』大正 9（1920）.3.15）」では、投稿者「一從卒」が自らの仕事は上官の使いや身のまわりを整えることであるが、「時として奥様の仕事や女中の仕事も助ければ玄關番をも勤める事もある」といい、「公務の爲め上官の命に服するのは當然であるが私用の爲め使ひ廻されるのは最早時代後れの感じがする」と從卒制度の撤廃を要求している。

このような兵役制度に対する批判が大正末期になると徴兵忌避の理由と結び付けて語られるようになる。徴兵忌避者は減少傾向にあったといわれるが陸軍も軍縮期にあった大正 13（1924）年には「故意に身体を毀損しまたは疾病を作為した者」が 790 人にのぼり前年の 486 人と比べると大きな変化といえた¹⁴。

「徴兵忌避（大正五年兵投）（『東朝』大正 13（1924）.4.13）」で投稿者「大正五年兵」は、「徴兵忌避者が今頃あるといふこれも制度が悪いからだ」として、從卒制度を批判している。さらに、兵役をとともにした彼の友人の家族は飢餓に瀕し、友人の戦死によって彼の母親は「狂人」となり、妹は「乞食同様に」暮らしているが、その一方でウラジオストックで「藝妓に恩賜の煙草を呉れた高柳とかいふ中將や、バクチを打つた内野中將あたりが、恩給や年金でホクホク笑つて生活してゐる」と、兵士と将校の待遇の違いに不満を表明している。このように兵士の家族の生活保障が十分に考慮されていないことが、徴兵忌避の理由であるとし、兵役の義務自体を忌避しているのではないと主張している。

さらに一年志願兵制度の不平等性を批判するだけでなく、軍事研究をする学生や、「政治家」、「富豪」に怨嗟ともいえるような非難を浴びせるている投書「兵隊上り（在郷騎兵寄）（『東朝』大正 13（1924）.4.16）」もみうけられる。以上からわかるように、兵士たちからの軍隊批判は、平等な兵役を求める議論が主であった。

この主張は「兵役の平等（横山順寄）（『東朝』大正 13（1924）.11.16）」により明確に表現されている。「資本家の子弟」と同等の教育を受けることがない「労働者の子弟」であっても「農業を習ひ、大工を習ひ、鍛冶屋に弟子入りすることも國家にはより以上有用なもの」とであるという論理で兵役の平等を求めている。

2-3 「平和主義的な」意見

兵士の立場から寄せられる投書の内容の多くは、平等な兵役を求めて制度の部分的改革

¹⁴ 菊池邦作「徴兵忌避の研究（抄）」『日本平和論大系 16』、日本図書センター、一九九四年、一八三頁。

を主張している¹⁵だけのようにもみえる。この傾向を平等主義的な立場からの軍隊批判と捉えたと大正デモクラシーの一つの側面と評価することもできだろう。が、その一方で兵役の平等の要求を越えて徴兵制の存在自体を根本から問題とするような議論はみうけられない。もちろんこのことは軍隊と徴兵制の存在がある程度自明視されていたとすれば全く疑問の余地がないのである。しかし国際的にはヴェルサイユ会議で徴兵制廃止が議論されており、日本国内への影響もあったはずではある。『東京朝日新聞』が大正8年や大正15年に「世界の大勢は志願兵制であるから、日本も慎重の考慮を払うべしと説く」論説を掲載していることが指摘されている¹⁶。この段階から徴兵制自体をも問題とした意見が表明されたり、平和主義的でなおかつ現実的な議論が重ねられていく方向性も残されていたともいえるだろう。

投書にも徴兵制自体を批判するような意見があらわれる。

「徴兵忌避（喜多そゑ寄）（『東朝』大正14（1925）.3.10）」では、軍人は死の覚悟がなくてはならないと認めるものの、「然し僕は戦場に立つた事がある。そして初めて生命を捨てるのが惜しくなった。それで徴兵を忌避したくなつた。金が欲しくて忌避するのでなくて、命が欲しくなつて忌避したくなつた。こんな事をうつかり口にしたら國民でないと言はれるだらうが事實に相違はない」と率直な気持ちを述べる。

さらに、戦場で捨てる命が世界の平和をうみだすことはないといい、「人間の歴史を読みなほしたら軍人が平和の基礎を立てた例は一つもない、歴史は繰返すといふ短見者流にまどはされて、人殺しの稽古をするよりも、平和建設の為に生命がけに働くべきだ」と主張する。

このような意見には反論が寄せられている。「蟲の好い平和論（『東朝』大正14（1925）.3.22）」では「西洋人からの受賣りで人類相愛の、世界平和のといふ者があるが凡そ平和欲求の念が起るのは其個人なり種族なりが満腹した時である。満腹者にとつては平和程適意の境地は無く、又自分に都合のいゝ状態はないのである」とし、現実には満足できている「ヨーロッパ人」の現状維持的な平和論は「自分勝手な蟲の好い考へ」であるという。その彼らによって「被征服者の地位にある」ことを強いられている「有色人種」が「受賣り」の平和論を主張することは「まさに茶番狂言宜しくである」と判断する。厳しい点を指摘するこのような意見について再反論の議論が深められたということはないようであ

¹⁵ 『東朝』大正14（1925）年3月6日「鉄箒 徴兵忌避（一現役一等卒）」も、従卒制度、兵士の家族の生活保障、除隊後の生活苦を徴兵忌避の理由として指摘している。

¹⁶ 一ノ瀬俊也「第一次大戦後の陸軍と兵役税導入論」、『日本歴史』、六一四号、一九九九年、七五頁。加藤陽子『徴兵制と近代日本』、吉川弘文館、一九九六年、一八八頁―一八九頁。

る。

兵士たちの軍隊についての意見をみてきた。1章と同様に、兵役関係者が厳しい境遇におかれていたことが、当事者の言葉からうかがえた。また、兵役の平等をもとめる意見が多くみられた。しかし、そのようなことよりも重要な側面として、兵役をつとめあげることを肯定的に捉える傾向もみられ、徴兵制自体を根本から問題とした意見の交流がなされることはなかった。

また平和主義的な意見は散見される¹⁷もののこれらについて議論が深められたということもなく、どちらかといえば皮相的な意見の表明になりがちであったといえるだろう。

そしてこのような皮相的な意見は、大正後期以降の軍縮時代の、軍人を批判する記事の中に、より明確にみいだすことができるのである。

3 軍人批判の内実

満州事変直前までみうけられた軍人批判は、将校たちが対象とされていた。それらの言説はいかなるものであったか具体的にみていこう。

3-1 「没常識な」軍人像

以前から、たとえば吉野作造は「国民に対する軍事教育の必要性を唱える一方で軍人も国民的常識をやしなう必要がある」という見解¹⁸を示していたが、軍人を一方的に批判しているわけではなかった。ところが、軍隊をめぐる状況が変わってくる。大正10年末から翌年3月にかけての第45議会では国民党などが陸軍軍縮案を提出し、これが可決される¹⁹。このような時期になると、先の吉野がおこなったような主張の範囲を越える軍人批判がみられるようになる。

「所謂軍紀（石垣信知寄）（『東朝』大正11（1922）2.19）」は、軍備縮小をめぐつての大養毅と山梨半造陸相との論戦について「如何に軍人てふ特別階級の人間が低級な思想の持主であり没常識なものであるかを証明する」と軍人を批判する。軍隊に服従心が必要なのはわかるが、靴磨きや洗濯などの雑用を強いる命令などに服従することはないと主張し、

¹⁷ 昭和期にいたっても平和主義的な意見を述べた投書がないわけではない。『東朝』昭和4（1929）年8月22日「鉄箒 點呼官と平和（東北一未教育補充兵寄）」や『東朝』昭和5（1930）年3月14日「鉄箒 平和への犠牲（失名生寄）」などがある。

¹⁸ 吉野作造「我國の軍事評論家について」、「軍事思想の國民的普及」、『中央公論』、大正8年4月号ほか。

¹⁹ 『帝国議会衆議院議事速記録41』、東京大学出版会、一九八二年、九三二頁—九四四頁。

上官の命令が絶対的である軍隊には一般的な「人倫道德」は存在しないと指摘している。さらに将校下士にも批判の矛先を向け「時勢は進んで居る、舊いのは唯我國の軍人の頭だけだ」と軍人を時代錯誤的な考え方をもつものと捉えている。

さらに、「没常識である」といった批判の対象となったのが陸軍大臣ではなかったことを確認しよう。大正15年に東京において、軍隊と市電が交錯するという事件があった。大正15年9月8日の『東京朝日新聞』に『馬鹿ツ』事件 先づ軍隊側審問 山岡中尉等を召喚して 検事局の慎重態度²⁰という見だしで報じられている。市電の運転手が電車の前を通過しようとした軍人に「馬鹿野郎」と叫んだというのであるが、これに憤慨した将校が告訴したとのことである。

この事件についても投書が寄せられている。「軍隊の威信（横山純寄）（『東朝』大正15（1926）.9.10）」では、訴えを起こした軍人の理由は「軍隊の威信」にかかわるということだったらしいとし、「まさか社会一般の人が馬鹿らしいと公認してゐる事をして差支ないのが「軍隊の威信」でもありますまい。いつぞやも東京驛の待合室で、ベンチに置いた帽子を除けて腰かけたとかで立腹して喧嘩をした少尉殿がありましたつけね」というように、軍人がいう「軍隊の威信」に疑問を投げかけ、この事件以外の衝突事件についても言及している。ここでの当事者もまた「少尉」というように下級ではあるものの、将校であることが注目に値するだろう。

さらに、「陛下の軍隊」と「陛下の臣民」に「變りはありません」と述べ、軍人だけが「威信」を強調しすぎると「さうでなくとも軍隊を嫌ふ不心得者のある今日、益軍隊が社会から嫌はれることになりませう」と軍隊に批判的である。

3-2 軍装批判

さらに軍人の服装についても取り上げられるようになる。「軍備撤廢（小島生寄）（『東朝』大正11（1922）.5.26）」では、陸軍軍人の拍車が批判されている。軍人が混雑する電車に拍車を着けたまま乗り込むため、けがを負わされるものや衣服を裂かれるものがでたと記し、拍車は「兇器」であるという。さらに拍車をつけることは、軍縮による人員削減に対する「誡首除けの示威運動かも知れない」といい、「しかし今は何事も平和の世の中である。以上の様な變挺（へんてこ：引用者注）な軍備は、縮小なんてケチな事は云はずに、一時も速く撤廢して欲しい」と結んでいる。

²⁰『東朝』大正15（1926）年9月8日。この続報としては、同年9月12日の『東朝』「馬鹿呼はり 解決か」に「最近示談にしてはと某方面より仲裁の申出ありその結果近く示談解決を見るらしい情勢にある」とある。

陸軍だけでなく海軍軍人も批判の対象となっている。以下は『大阪朝日新聞』の記事からの引用である。

「軍縮闇魔帳（一）」²¹

「軍縮」の聲は幾百倍の大軍に襲撃されたかのやうに軍人社會を怯ゑさせて、悄然として得意の音を立てたサーベルの光も影が薄くなつた（中略）夫れに世間はどうだ、軍人に對して昔のやうに子供達さへ憧れも敬ひも有たぬやうになり、海軍省に通ふ本省詰めを誇つた將校さへも、脊廣の服で通うて、役所へ行つてから金線を附けた上着に着變へやうといふ始末だ「電車の中なんかで廢艦が來たなんて無禮な當擦すりをいふ奴があるんでな」と切齒扼腕しても大勢の順應、大河を徒手に堰き止め得ない（以下略）」

陸軍將校は拍車を「誠首除けの示威運動」、「變挺な軍備」といわれ、海軍將校は軍服を着ていると電車の中で「廢艦」と呼ばれるとしている。これらは国民の軍人忌避、あるいは輕視の傾向を象徴的にあらわしている。服装に対する批判は表面的なものといえるが、それゆえにいっそう軍人の名譽を傷つけるものであつただろう。

3-3 軍事教育批判

さらに、大正14（1925）年の陸軍の宇垣軍縮に先立ち失職する將校たちを配慮して実施されたと考えられる学校教練と、その軍事教育に関連する雑誌記事にも辛辣な批判がみうけられる。

『中央公論』の記事「軍事教育案の爲に悲しむ」²²は、軍縮により將校が誠首され、またさらにこのことで將校への志願者が著しく減少したことから、国防を担う軍部としては万一の場合の將校不足を危惧し、教育機関に失職將校下士を「收容」しようという意図があることを把握している。

しかし続けて、軍事教育を無用とは考えないが、国民として必要な教育として捉える以上、普通の教師が担当するべきであり、普通の教師が將校下士から軍事的な知識を学ぶことはあつてもよいが、軍人を学校に招いて「生徒に直接せしむるは斷じて無用有害だと確信する」と主張する。また子どもだからといって何でも言うことをきくとは限らず「今日

²¹ 『大阪朝日新聞』大正11（1922）年7月15日。

²² 『中央公論』大正13（1924）年12月号。これ以前にも軍国主義宣伝を批判する意見はあつた。『東朝』大正13（1924）年4月30日「鉄箒 學校の軍化（守克寄）」など。

の將校下士の素養を以てしては、在来の体操教師以上の尊敬を生徒間に博するの見込決してなかるべき」、と將校の威信は学校の教員以上ではありえないと判断している。

この案の実施により年少者に「軍隊侮蔑の念」を植え付け、軍隊の威信が著しく傷つくため、そのことを「悲む」としている。軍隊の威信を配慮する考えがあることが表向きに示されているだけで実質的には非難にも近い軍人批判である。

さらには軍隊を無用の長物のように捉える投書もあらわれる。

「軍人の頭（伊部唯一寄）（『東朝』大正 14（1925）.11.4）²³」は、世界の思潮が平和主義に傾いてきているのに、軍事思想の宣伝をするのは「思想の逆轉」であるという。そして「大正も二十年に近いが、彼等軍人の頭に變つた處があるとすればそれはたゞ「軍人錢を愛す」といふ位のものだ。何れ無用の長物たる代物だ。」と、軍人、軍隊を非難している。

「軍事思想の宣傳」を批判し「軍事教育は要するに軍事の技術的方面に極限さるべき」と述べているところまでは、社会のあらゆる方面で軍事的価値が優先され、ときには軍事的合理性をものりこえてしまうといった意味での軍国主義を批判していると捉えられなくもない。そこから現実的な安全保障のための議論がはじまってもよいと考えられる。軍隊自体については A. ファークツのいう「軍事的な方法による軍隊」つまり「最高の効率つまり血と財貨と最低の犠牲をもって」限定された目的のために編成される軍隊が認められる余地があるとも考えられる²⁴。ところがこの寄稿者は「平生から假想敵などいふ不都合なものがあり得るはずがない」、「何れ無用の長物たる代物だ」と軍隊をその存在から否定するような主張をおこなっているのである。

また「軍人錢を愛す」といっているように軍人の経済的境遇も考慮しないで彼らが金銭に固執するように変貌したと批判している。続いてこのような一般社会の風潮について検討してみる。

3-4 「金銭に執着する」軍人像

すでに軍人の経済的境遇については、たとえば陸軍の軍縮案が議論されていた大正 11 年の河野恒吉による論説²⁵のなかでも言及されていた。

それによると、「將校婦人」が自分たちの娘を軍人と結婚させることを望まないという事

²³ この投書へは批判が寄せられている。『東朝』大正 14（1925）年 11 月 10 日「鉄箒 伊部氏へ（憂国の士寄）」）。ほかに軍事教育を擁護する意見もみうけられる。『東朝』大正 14（1925）年 11 月 21 日「鉄箒 軍教の真相（MN 生寄）」など。

²⁴ アルフレート・ファークツ『ミリタリズムの歴史』、望田幸男訳、福村出版、一九九四年、三頁—四頁。

²⁵ 河野恒吉「陸軍案を排す（二）」、『大阪朝日新聞』大正 11（1922）年 7 月 11 日。

実があり、とくに在郷将校の生活難は「社会の一悲劇」であるという。さらに「軍縮からでなく陸軍の一般人事行政の不安から」現役のうちから、現役を退いた後の生活の準備をしているものがあると指摘している。

広田照幸が示すように、将校の経済的待遇についての不満は軍人以外の職業との比較から意識されるようになった。将校たちの生活がどれほど苦境に立たされていたかを社会全体で比較した場合、その判断は困難である。しかし将校たちは俸給などの面でも階級により待遇に大きな差があり下級将校の生活は必ずしも楽ではなかったと考えられる。

また日本では資産を持たない層からリクルートされた将校が多く、さらに欧米諸国の将校の定限年齢と比較して日本の将校はもっとも若くして軍を去らなければならなかった²⁶。このような日本の将校たちは退職後、主として恩給に頼らざるを得なかったのである。恩給法改正は行政整理の問題として取り上げられてくるが、これに対してどちらかといえは冷淡な一般社会の受けとめかたは昭和期にいたっても変化していない。投書でもこの問題が扱われている。

「名と金（竹内清寄）（『東朝』昭和6（1931）.8.23）」では「軍人といへば勇敢で強いものと相場がきまつて居る。西郷南洲は名と金と命のいらぬ程強いものはないといはれたが、この頃の軍人は金も名も欲しいと仰せられる。これも見方によつては勇敢である」と軍人を揶揄することからはじめている。軍部側が恩給問題について要求するさい、その根底に「軍人の特異性」という考えがあるらしいが、軍人も他の一般の「俸給生活の職業」と同じであるから過度に「特異性」を主張することは望ましくないと主張している。「軍人も自ら好んで志願した職」であり、「戦争しても死なぬものだと思つて軍人となつた人」はいないだろうという。さらに、命をかけた職業である軍人には、特別の名誉が与えられていることを強調し、「戦争のみが國家の危急ではない。現在のやうに國家財政の危機も國家の危急である。身命を賭して國家のために盡す職業を持たれる軍人は、この國家財政の危急に際し、何等生活の保證も受けずに一身を國家にさゝげ、静かに地下に眠る可憐な幾萬の兵卒や、不具者となつて生活のドン底にあへぐはい兵の現状を顧みて、恩給の一部改正位は自發的に申出られても然るべきではあるまいか」と、名誉だけで満足するべきであると主張しているかのようである。

満州事変の直前にいたっても辛辣な軍人批判が自由におこなわれていたことがわかる。このような軍人を取りまく状況は、満州事変が始まる2年前ではあるが、『中央公論』に

²⁶ 広田照幸『陸軍将校の教育社会史 立身出世と天皇制』、世織書房、一九九七年、三二六頁—三三九頁。

掲載された伊藤金次郎による「軍閥の中に蠢く人々²⁷」に端的にあらわされている。

「軍閥といへば、明治、大正の日本を通じて、殆んど、別個の城塞を構へて來たものだが、しかし、昭和の今日は、世界を通じての軍備縮少、海軍制限一厭戦亦た厭戦、武人が社會的勢力において、甚だしい凋落を見せつゝあることは、疑ひのないところである」

第一次大戦後の世界的な平和主義的風潮は軍縮時代を現出させたが、軍人に対する批判をもはげしいものにした。それも、いわゆる職業軍人たちを対象としたものであった。しかも、批判のされ方としては、軍人は「没常識」などといわれ、考え方や服装などを批判するまでに事態はエスカレートする。さらに、金銭に強い執着があるものになってしまったという見方までがでてきたのである。

これらの軍人批判は、建設的な議論といったものからはほど遠いものといえる。彼らに非難を浴びせることが流行現象のようになっていたといえるだろう。

4 満州事変以後の傾向

これまでみてきたように大正後期から昭和期にいたるまで、将校たちを主な対象として厳しい軍人批判がなされてきたのであるが、昭和6(1931)年9月の満州事変勃発以降、新聞などが戦争協力的な論調へと大きく変化することが指摘されている²⁸。そのため、この変化に伴って軍人の社会的評価も変容することが推察される。この点について以下で投書、雑誌についても確認してみたい。

はやくも9月25日の『大阪朝日新聞』には以下のような記事が載る。

「續々集まる 慰問の金品 大手前憲兵隊へ

續々大阪大手前憲兵隊に集まる賑恤美談—各方面から滿洲の野に活躍する我軍のために慰問の金品が大手前憲兵隊に持ち込まれ同隊將士を感激させてゐるが、二十四日も午前七時東區上本町一丁目石井ブラシ店員大谷俊治君(十八)が給金中の一圓五十錢を持参して、『國家のために働く兵士方へ』と寄付したのをはじめ(中略)このほかに

²⁷ 伊藤金次郎「軍閥の中に蠢く人々」、『中央公論』、昭和4(1929)年4月号。

²⁸ 駄場裕司『大新聞社 その人脈・金脈の研究』、はまの出版、一九九六年、一五四頁—二二二頁ほか。

も三十圓、十圓と次から次へ金と品を贈られその應接に隊員たちは『ありがたう、直に駐滿軍に贈つて皆様の力強い後援を傳へませう』と快く受領してゐるなほ市内各署や本社へも同様續々寄託されてゐる²⁹」

新聞社自体も「時あたかも酷寒に向ひつゝある満洲に苦辛の我が駐屯軍慰問のため、本社は金一萬圓を提供し、慰問袋二萬個をつくり贈呈しましたが、更に一般大方の御賛同應募を希望いたします 朝日新聞社³⁰」といった広告を掲げ「満洲駐屯軍慰問應募金」集めの運動を展開するようになる。投書欄にも「慰問袋」、「千本針」といったことばがあらわれ戦時風俗がうかがえるようになる。このような活動がかなりの広がりをもち、加熱したものとなっていたことは、「千人針」の迷信性を指摘する投書や、自己満足のために慰問運動をしているようなものがあるといった批判的な投書が寄せられていることからもうかがえる³¹。

さらに『中央公論』においても軍人を支持する論調が認められるようになる。昭和 7 (1932) 年 10 月号の巻頭言「在郷軍人会に對する期待³²」では、「軍人が政界党人の無能に憤慨し独自の見解を提げて國家重要諸問題の解決に厥起せる」のは事実であり、その「熱意には理屈なしに感謝の意を表せざるを得ない」と記すまでになっている。このように満州事変以後は、雑誌などにおいても軍人を批判するのではなく、その反対に、彼らに対する期待を述べる記事があらわれるといったように大きく変容していくのである。

また、昭和 8 (1933) 年に大阪で起きたいわゆるゴー・ストップ事件はこの時期の「軍人の跳梁」ぶりを端的にあらわすものとして指摘されている³³。交差点で信号がストップの時に兵士が歩きだし、交通巡査がこれを注意した。ところが兵士が注意を無視したため、巡査と兵士との間で小さな衝突が生じた。事件はそれだけであつたが、さきの衝突事件と同じように、師団などがこれを「皇軍の威信」に対する侮辱とし問題化したということである。

これについて比較的中立的な立場をとろうとしている投書においても軍人に同情的な風潮が記されている。「一等兵と巡査(『東朝』昭和 8 (1933) .6.28)」として掲載された「鶴

²⁹ 『大阪朝日新聞』昭和 6 (1931) 年 9 月 25 日。

³⁰ 『東朝』昭和 6 (1931) 年 11 月 1 日。

³¹ 『東朝』昭和 6 (1931) 年 12 月 1 日「鉄箒 慰問袋(経験生)」、同年 12 月 13 日「鉄箒 千本針の腹巻(海軍少佐柳沼七郎寄)」などがみられ、同年 12 月 10 日「鉄箒 銃後の者(H 寄)」、同年 12 月 12 日「鉄箒 街頭の寄付(中村幸一寄)」などが運動に批判的である。

³² 『中央公論』昭和 7 (1932) 年 10 月号「巻頭言」。

³³ 飯塚浩二『日本の軍隊』、評論社復初文庫、一九六八年、九六頁、戸部良一『逆説の軍隊』、二四八頁—二四九頁。

見住夫寄」とされる部分には、陸軍に対する積極的評価よりも、警察官に対する反感を特徴として読みとることができるだけともいえる。しかし、寄稿者「渡邊史郎」による部分には、「時あたかも軍人萬能の時代誰しも兎角軍隊の味方をしたがるのはやむを得ない」とも記されている。

また、警官と衝突したのが、兵士でなかったなら抗弁のしようもなかったであろうが、軍服を着ていたため警官と対立することができ「痛快なやうにも感じられる」という。

以上の事件の当事者となった軍人は兵士であった。このことに留意して、以下の投書「深夜の初詣で（新出生寄）（『東朝』昭和 9（1934）.1.7）」をみてもらいたい。明治神宮に参詣し兵隊と遭遇したさいの感慨をつづった投書である。一般参拝者はそれぞれ個人的な祈願をするのであろうが、「一身を國に捧げた軍人が、武装に身を固めての少時の黙禱大帝もさぞお喜であつた事と、おそれ多き事ながら考へた次第であつた」と、軍人たちが黙禱する姿に感動しているのだが、問題としたいのは以下の部分である。「この一隊が三十名足らずの少数であつた事、將校のまちつて居らなかつた事、ラツパ兵の一名が加はつて居つた事、しかも隊長らしい下士は、一般参拝者の邪魔にならぬやうにと、非常に遠慮勝ちに見えた事は、私共の感慨を一層強からしめた。この状景を見た一同は、この瞬間皆私心を捨て、神々しい大神の前にひれ伏すやうな心持になつたことゝ信ずる」というのである。

全体として軍隊賛美的な投書なのであるが、ここで「私共の感慨を一層強からしめた」理由として挙げられている事柄のなかに「將校のまちつて居らなかつた事」が含まれていることに注目したい。当然、このことで将校たちに対する評価が消極的なものであるとの判断はできない。しかし、先のゴー・ストップ事件の当事者が兵士であることといい、概して将校たちよりも兵士たちに対する同情的な傾向は、軍人批判流行の時期と関わりなく、一貫してあったとみられるのである。

この章のおわりに、軍人がその威信を誇示しているかのような、新聞の社説をみておこう。昭和 8 年末に軍部の側から、「かつての戦争での死者は庶民階級の人々ばかりで、高級指揮官には戦死者がいなかった」、とか「軍事費のために農村は犠牲にされている」といった「軍民分離の言動」がさかんになっているとの批判がなされる³⁴と、新聞の方が社説において³⁵「軍民は一致している」というように反論するまでになってしまうのである。満州事変についても「軍部と外交の不一致、民意に反した軍閥一部の行動」といった見方は

³⁴ 『東朝』昭和 8（1933）年 12 月 10 日「軍部の態度批判に突如、陸海軍が聲明『軍民離間の言動斷然黙視し能はず』」。

³⁵ 『東朝』昭和 9（1934）年 1 月 25 日。

「誤解」であつたとまで記している。

満州事変勃発の直後から慰問運動が活発化し、さらに軍人の威信が上昇していった様子が確認できたと思う³⁶。また、このような風潮のもとであっても、将校たちよりも兵士たちに対して同情的な傾向がみられたといえるだろう。

おわりに

第一次大戦後から満州事変前後にかけて、新聞の投書や雑誌にみられる軍人の評価のされ方を中心にみてきた。第一次大戦後の反軍国主義的な風潮のもとで、軍人たちは考え方や服装までを対象とした厳しい批判を受け、その威信は著しく低下することとなった。

このような軍民乖離の状況に対して、陸軍などには国民の側を批判するだけではなく、自らを反省し、欠点があるならばそれを改善する必要があるといった柔軟な捉え方をする傾向もあらわれていた³⁷。

しかし、この時期の軍人批判の傾向には、将校たちが納得できるかたちでの軍縮を求める漸進的な議論はなかったのであり、やはり、職業軍人たちに不平不満を植えつけたという見方は可能であると考えられる。軍部が柔軟な姿勢を示していたのであるから、新聞投書欄などにあらわれ続けた軍人批判は、一層、軍人たちにとって不満の原因となったともいえるだろう。

また、兵士たちにみられたように兵役を「立派に」つとめあげることが肯定的に捉える風潮も存在していた。一般の人々が兵士を理想的な人間像、規範と考えるのであれば社会不安がつつたさい、改革の実践者としての軍隊イメージが浮かびあがってくるのは、不思議なことではないといえる³⁸。

このように、軍隊の受けとめられ方も、兵士と将校では大きく異なっていた。満州事変後のゴー・ストップ事件においては、軍人と警官が衝突したのであるが、一般の人々は軍人に同情的な姿勢をみせた。このことは軍隊側の当事者が「兵士」であつたことが関連していると考えられる。というのも、先にみたように、これに類似した市電と軍隊が交差するといった事件が東京で大正15年に生じていたが、投書などにみられる意見は必ずしも軍人側の当事者には同情的とはいえなかったが、その軍人側の当事者は「将校」だったか

³⁶ 昭和9(1934)、10(1935)年にいたっては、自ら軍人を名乗る犯人による兵器献納に名を借りた詐欺、金銭強要、無銭飲食、結婚詐欺などの事件が新聞にも報じられている。『東朝』昭和9(1934)年12月18日「偽軍人の横行 手口は益々巧妙に」など。

³⁷ 黒沢文貴『大戦間期の日本陸軍』、みすず書房、二〇〇〇年、一一六頁―一二四頁。

³⁸ 小松茂夫「日本軍国主義と一般国民の意識」、『思想』、四一一号、一九五八年、一〇九頁。

らである。

また、初詣でのさいに出会った兵隊たちを賛美する投書にも「将校が含まれていない」ことが記されていた。

もちろん、ゴー・ストップ事件において人々が軍人の側に同情的であったことは、同じ国家の官僚制機構としての軍隊自体と警察自体の評価のされ方の相違として考えることも可能であろうが、やはり、軍隊側の当時者が兵士であることが重要であるだろう。自ら選択した職業である警察官、さらには将校も同様であるが、これらの人々とは異なり、兵士たちは一般社会から徴兵された人々であるゆえより身近な存在としてう受けとめる傾向があり、このことが影響を及ぼしていたと考えられるからである。

以上のようなことが論者、投稿者によって十分自覚されないまま新聞紙上や雑誌において軍人批判、軍人軽視の言説がなされていたのが、第一次大戦後から満州事変にかけての状況だったのではないだろうか。つまり、軍隊批判がおこなわれるさいは、兵士たちはその対象となることを免除され、また、そのことが一般の人々にもまったく認識されない現実がある一方で、積極的な評価がなされる場合の「軍隊」という言葉が示していた内容は、一般の人々の感覚として、「兵士たち」であることが多かったのではないだろうか。

徴兵制自体を対象とするような、戦争の担い手としての兵隊の存在を問題とする議論が不十分なまま、そして、そのことが認識されないまま、皮相的な非難が主として職業軍人たちに向かい彼らに不平不満を植えつけたといえるだろう。

それゆえに満州事変がはじまると、それまで批判されてきた将校たちは自分たちの業績をあげるための場を求めて活動するようになり、一般の人々は平和主義的な意見を表明したり、反戦を主張することよりも、身近な出征兵士を気づかうことを緊急の問題として優先し、結果的には戦争協力にいたることになったといえるのではないだろうか。

そうであれば、軍縮実施といった一応の成果をみせた第一次大戦後の軍隊批判、軍人批判的な言説は、一般の人々と兵隊との関係についてみても将校たちについても、逆説的にその後の軍国主義化の要因をもはらんでいたといえるのではないだろうか。

(たにぐち しゅんいち・修士課程)

The Image of the Army in Interwar Japan

Shunichi TANIGUCHI

This article deals with the image of Japanese people serving in the army during the interwar period. To analyze this topic, I mainly used readers' columns of newspapers.

At this time during which disarmament conference like the Washington Conference took place, Japanese armed forces became a target of criticism. As a consequence, the land forces reduced their armaments without holding an international conference. Critics about the armed forces increased while, on the other hand, the practice of conscription, among other things, was not questioned, and pacifist opinions were hardly heard either. Besides, soldiers having accomplished their military service were highly considered by certain people. Especially from the Manchurian Incident on, critics towards the army faded away. Japanese people became aware of the importance of supporting the army because everyone had a relative or a friend engaged in the army, with the result that many of them unwillingly started to get involved into the war efforts.

In such a perspective, one can wonder about the fact that, among all critics formulated against the army after World War I, which clearly influenced the disarmament process in Japan, most ones have been made towards the army as an institution but surprisingly not towards the soldiers themselves. It is also interesting to notice that, rather than diminishing the army officers' strength, on the contrary, all those critics tended to reinforce their intentions of pursuing the militarization of the country.

To a certain extent, we may conclude that all those critics might have helped to the constitution of a military state, which would also mean that Japanese people failed in preventing the rise of militarism.